

大磯町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大磯町下水道事業の設置等に関する条例（令和元年大磯町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

第2条 大磯町下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月30日提出

大磯町長 池田 東一郎